第５号様式（第１０条関係）

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

国頭村障害者等日中一時支援事業利用取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国頭村長　　　　　　　　印

　国頭村障害者等日中一時支援事業実施要綱第１０条の規定により、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者等 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 | |
| 氏　　名 |  |
| 居住地 |  | 電話番号 | |  |
| フリガナ | |  | 生年月日 | 年　　月　　日 | |
| 利 用 に 係 る  児 童　氏 名 | |  |
| 続　柄 |  | |
| 取消年月日 | |  | | | |
| 取消理由 | |  | | | |

教示

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することはできないこととされています。

（１）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。